

三次市会計年度任用職員受験案内

職 種 職 の 概 要	主任放課後児童支援員 放課後の見守り等に関する相談指導業務の充実を図り、放課後児童クラブにおける適正な運営等の推進を図る目的で設置する職であり、放課後児童クラブにおける相談及び運営に関する相談指導業務のほか、業務の遂行に係る資料作成等の一般事務や電話・来客対応も担います。
募 集 人 数	パートタイム：2人
申込受付期間	令和7年 2月 7日（金）午前8時30分から 令和7年 2月21日（金）午後5時15分まで
業 務 内 容	放課後児童クラブの運営に関する相談業務及び放課後児童支援員や児童に係る助言、クラス編成に係る助言、加配支援員の検討、支援員・支援補助員への指導業務、教材・図書選定、支援員研修企画・実施、シフト作成支援ほか
受 験 資 格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 1 令和7年4月1日に採用可能である人 2 パートタイム（週23時間15分）の勤務が可能である人 3 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人 4 学校現場での児童への指導経験が10年以上あり、かつ、主任放課後児童支援員として必要な学識経験を有する人 ※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
受 験 手 続	1 提出書類 <u>履歴書（申込書）【指定様式】</u> 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。令和7年3月31日時点で「主任放課後児童支援員」として勤務している人は、写真は省略できます。 2 提出方法・期限 (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（主任放課後児童支援員）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。
試 験	1 主任放課後児童支援員として経験のある人 これまでの勤務実績・態度及び能力等を考慮して選考します。 ※再度の面接試験は実施しません。 2 その他の人 面接試験（個人ごとの面接による口述試験 約10分） ※面接試験は、申込受付時等に随時行います。

審 査 ・ 合 格 ～ 採 用	審 査	合否については、これまでの勤務実績・態度及び能力等を考慮し、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合 格 発 表	合格発表の時期は、事前に直接お知らせします。受験申込者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名 簿 登 載 (職種別)	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和8年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
	採 用 決 定	採用候補者名簿登載者を令和7年4月1日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。
個 人 情 報 の 取 扱 い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。	
主 な 勤 務 条 件	任 用 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※条件付採用期間有
	勤 務 場 所	三次市役所，三次市内の放課後児童クラブ
	勤 務 時 間	1週間につき23時間15分勤務 ※勤務時間は、週勤務時間の割振りにより別途定めます。 ※休憩時間60分有 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休 日	土・日曜日，祝日，年末年始（12/29～1/3） ※振替有 ※週勤務時間の割振りによっては指定休有
	休 暇 制 度	年次有給休暇，特別休暇（有給・無給）ほか
	給 料 ・ 報 酬	（行政職給料表1－28号給） 月額160，825円～ ※経験年数加算規定有（経験1年未満は加算対象外）
	手 当 制 度	時間外勤務報酬，休日勤務報酬，通勤手当（費用弁償）， 期末手当，勤勉手当，地域手当ほか
	福 利 厚 生	健康保険（市町村職員共済組合短期組合員），厚生年金保険， 雇用保険，災害補償等
	服 務	地方公務員法第30条から第37条の規定が適用されます。
申 込 ・ 問 合 せ 先	分 限 ・ 懲 戒	地方公務員法第28条（分限）及び第29条（懲戒）の規定が適用されます。
	〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市教育委員会教育部 社会教育課 児童育成係（市役所本館5階） TEL 0824-62-6182 FAX 0824-62-6288 受付時間：月～金曜日（祝日を除く）の8：30～17：15	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。